# くるめシンボルロード整備基本構想

~「魅力と賑わいあふれる 人にやさしい 緑と文化の回廊」を目指して~

平成25年11月 久留米市

# 目次

<ol> <li>くるめシンボルロード整備基本構想の概要</li></ol>
2. 上位計画の概要
<ul><li>3. くるめシンボルロード等の現状と基本的課題</li><li>(1) くるめシンボルロード等の現状</li><li>(2) くるめシンボルロード等の基本的課題</li></ul>
4. くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプト17
5. 重点目標及び目標実現のための取り組み
6. 短期重点整備事業
<ul><li>7. くるめシンボルロード整備事業と関連する取り組み34 (1)魅力と品格ある沿道景観の形成 (2)市民協働によるまちづくりの推進 (3)くるめシンボルロード周辺における回遊性の向上</li></ul>
8. 構想の実現に向けて39

# 1. くるめシンボルロード整備基本構想の概要

# (1)策定の背景と目的

JR久留米駅から西鉄久留米駅までの通りは、多くの市民が往来するとともに、本市の玄関口であるJR久留米駅、西鉄久留米駅から来街者を迎え入れる本市の代表となる通りであります。また、本市では、平成23年3月に九州新幹線久留米駅が開業し、さらに(仮称)総合都市プラザ整備事業が進行中であり、より一層まちなかの賑わいや交流人口\*の増加が期待されています。

また、都市づくり全般の基本計画である「久留米市都市計画マスタープラン」において、 中心拠点は、「歩いて暮らせるまち」「誰もが訪れたくなる賑わいあるまち」を目指しており、 「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」などの更なる機能向上を図っていく必要が あります。

そのため、JR久留米駅周辺整備や(仮称)総合都市プラザ開業を契機に、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの通りを「くるめシンボルロード」として、来街者が楽しみながら安全・快適に回遊できるよう、計画的な修景整備\*や交通施設整備を実施していく必要があります。

そこで、くるめシンボルロード整備基本構想では、くるめシンボルロードにおける整備 目標や整備のあり方を示すとともに、構想の実現に向けて重点的に実施する事業を示し、 計画的かつ着実な事業促進を図るために策定するものです。

### (2)位置づけ

くるめシンボルロード整備基本構想は、本市の総合行政計画である「久留米市新総合計画」 及び本市の都市づくり全般に関わる基本計画である「久留米市都市計画マスタープラン」、本 市の都市交通全般に関わる基本計画である「久留米市都市交通マスタープラン」、本市の景観 に関わる基本計画である「久留米市景観計画」との整合を図った上で定めていきます。

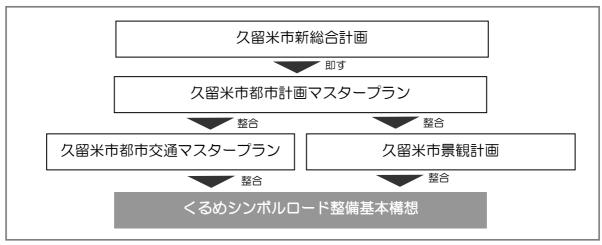


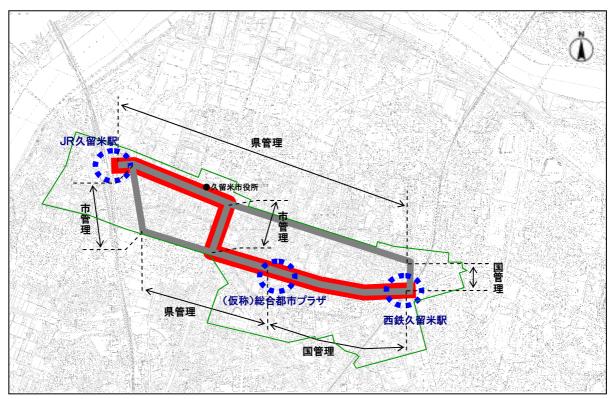
図 くるめシンボルロード整備基本構想の主な関連計画

# (3)対象区間

本市における2つの交通拠点であるJR久留米駅と西鉄久留米駅及び(仮称)総合都市プラザを結ぶ、中心市街地\*における人の流れの中心となる通りを「都市交通軸」とします。

更に、都市交通軸において、中心市街地の骨格となり、本市の顔となる通りを「くるめシンボルロード」とします。くるめシンボルロードは、JR久留米駅から市役所・商工会館までの昭和通り、西鉄久留米駅から本町までの業務・商業機能が集積する明治通り、その間を結ぶ三本松通りで構成します。

本整備構想においては、「くるめシンボルロード」と「都市交通軸」における整備の方向性を定めます。



#### 凡例

7 0175	
	くるめシンボルロード
	都市交通軸
	中心市街地の区域

図 くるめシンボルロード整備基本構想の対象区間

# (4)目標年次

基本構想の目標年次は、概ね10年後の平成35年度とします。また、(仮称)総合都市プラザの開業に併せて実施することが望ましい事業を短期重点整備事業とします。

フラブの水に作ってた。			
	H25	Н30	H35
基本構想			
短期重点整備事業			

# 2. 上位計画の概要

くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプトや重点目標等を定めるにあたり、上位計画に示された理念や方向性等について、概要を以下に整理します。

# (1)久留米市新総合計画

「久留米市新総合計画(基本構想)」は、本市の21世紀の都市づくりにおける指針となるものであり、基本理念と目指す都市の姿やそれを実現するための施策等を定めています。

策定年	平成13年	
対象区域	久留米市域	
計画期間	平成13年度~平成37年度	
基本理念	「水と緑の人間都市」 〇個の存在や個性を尊重し、その自立性を大切に 〇自然と都市、人と人、人と自然の共生を大切に 〇本市の誇る地域資源である水と緑を大切に	
将来像等	<ol> <li>1. 誇りがもてる美しい都市久留米</li> <li>2. 市民一人ひとりが輝く都市久留米</li> <li>3. 地力と風格ある都市久留米</li> </ol>	
施策体系	<ul> <li>○緑あふれる都市づくり         (緑の戦略づくり・緑のシンボルづくり・花と緑のまちづくり)</li> <li>○魅力ある都市景観づくり         (美しい街並みづくり)</li> <li>○安全・安心なまちづくり         (交通安全対策の推進)</li> <li>○歩きたくなる道づくり         (安全で快適な歩行空間の整備)</li> <li>○自転車が似合うまちづくり         (自転車に乗りやすい環境の整備・自転車利用の促進)</li> <li>○ユニバーサルデザイン*のまちづくり         (福祉のまちづくりの推進)</li> <li>○人が集い楽しむ場と機能の整備         (中心市街地*の再整備・多様な賑わい空間の創出)</li> <li>○総合的な交通体系の確立         (総合的な交通施策の充実)</li> </ul>	

# (2)久留米市都市計画マスタープラン

「久留米市都市計画マスタープラン」は、本市の目指すべき都市の将来像を示したもので、 市民や事業者と行政が協働によるまちづくりを進めていく上での指針となるものであり、都 市づくりの目標と将来都市構造や地域別構想等を定めています。

でしている日本に行る中では個人では対が特別をとれている。			
策定年	平成24年		
対象区域	久留米市域		
目標年次	平成37年度		
基本目標等	目標1:安全・安心な暮らしを支えるコンパクトな都市づくり 目標2:地域特性を活かした土地利用による魅力あふれる都市づくり 目標3:水と緑に恵まれた環境と共生する都市づくり 目標4:人、物、情報が行き交う活力ある都市づくり		
将来都市構造	「コンパクトな拠点市街地の形成と 拠点をネットワークする都市構造」		
地域別構想	<ul> <li>□中央部地域の地域別構想</li> <li>①地域づくりのテーマ</li> <li>・多様な都市機能の集積を活かし、多くの人が集い県南地域の顔となる地域づくり</li> <li>②地域づくりのコンセプト</li> <li>・都市機能の集積を活かした住みたくなるまち</li> <li>・県南地域の中心部にふさわしい賑わいと品格あるまち</li> <li>③交通施設整備の方針</li> <li>・歩行者空間の整備(歩道等の整備及びバリアフリー*化)</li> <li>・自転車利用環境の整備(安全な自転車走行空間の確保)</li> <li>・公共交通の利便性向上(バスベイ*の設置)</li> </ul>		

# (3)久留米市都市交通マスタープラン

「久留米市都市交通マスタープラン」は、本市の都市交通施策の指針となるものであり、都市交通の目標像やそれを実現するための基本方針等を定めています。

	では失い。	
策定年 ————————————————————————————————————	平成24年	
対象区域	久留米市域	
目標年次	平成37年度	
目標像	基本目標1 久留米市の強みを活かし、活力を育む交通体系をつくる 基本目標2 誰もが安全・快適で、安心して暮らせる交通体系をつくる 取組み姿勢 市民等、交通事業者、行政のみんなで交通施策を進める	
基本方針等	《基本方針》     魅力と賑わい溢れる中心拠点づくりを支援する交通環境を形成します  《施策の方向性》     (    快適な歩行空間の整備     (バリアフリー*整備、休憩施設整備、ストリートファニチャー* の整備)     〇自転車利用環境の充実     (自転車走行空間の整備、駐輪施設整備)     〇利便性の高い公共交通の構築     (バス停の高規格化、情報案内の高度化)	
短期重点施策	〇JR久留米駅から西鉄久留米駅までの魅力あるプロムナード*整備 〇バリアフリー*重点地区での歩道整備 〇自転車走行空間の整備 〇バス停の高規格化	

# (4)久留米市景観計画

「久留米市景観計画」は、本市の良好な景観の形成に関する総合的な指針となるものであり、理念とそれを実現するための目標・方針等を定めています。

策定年	平成22年	
対象区域	久留米市域	
理念	『芸術家が愛したふるさとの風景を守り・育み、 次代につなぐ、美しいまち 久留米』	
目標·方針	【目標】 1. 久留米の魅力を発見・共有し、活かす景観づくり 2. 原風景と四季の変化を感じる眺望景観づくり 3. 歴史・文化を継承する景観づくり 4. 筑後の中心都市としの賑わいと潤いのあるまちなみ景観づくり 5. 市民が主役の景観づくり 【方針】 ・まちの玄関口としての賑わいと品格ある景観形成 ・景観づくりを先導する公共施設等による景観形成 《中心市街地地域の個別方針》 ・賑わい活力を感じさせるまちなみ景観の創出 (沿道の建物規制、オープンカフェ、夜間景観の演出) ・まちの玄関口としての潤いと品格あるまちなみ景観の創出 (沿道の屋外広告物規制、緑化整備) ・歩行者が親しめる地区や通りごとの個性の創出 (地区や通りの個性を活かした景観形成、シンボルロード整備)	
景観形成推進事業	景観シンボルロード整備事業 (街路樹などの公共施設整備、賑わいを演出するためのオープンスペースの活用など)	

# 3. くるめシンボルロード等の現状と基本的課題

# (1)くるめシンボルロード等の現状

# ①交通環境の現状

# i)自転車と歩行者の通行状況

本市の人口千人あたりの自転車事故件数(平成23年度)は、1.73件であり、福岡県の中でも比較的多くの自転車事故が発生しています。

また、くるめシンボルロードの対象区間は、いずれも自転車の交通量が900台/12h以上と多いにも関わらず、自転車と歩行者の移動空間が区別されていないため、自転車と歩行者が混在しており、歩行者の安全性が確保されていない状況にあります。

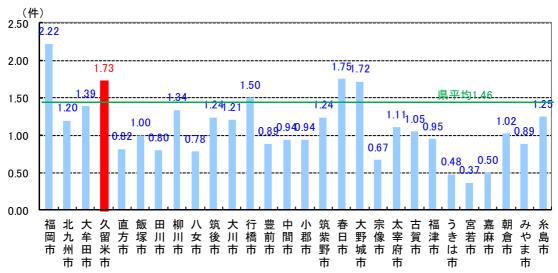


図 H23 自転車事故件数(人口千人あたり)

(資料) 福岡県警察 平成 23 年交通年鑑、久留米市統計書より作成



歩行者と自転車の混在状況 (明治通り)



歩行者と自転車の混在状況 (昭和通り)

# ii )歩行空間の整備状況

くるめシンボルロードの対象区間はバリアフリー\*整備が完了しているものの、都市交通軸においては未整備の区間が残っており、歩道の段差が解消されていない区間が存在しています。また、歩道空間において、歩行者が休憩できるベンチ等の施設が整備されていない区間があり、誰もが快適に移動できる環境整備が不十分です。

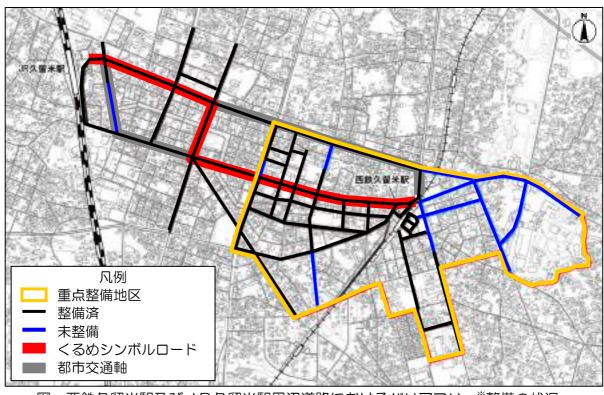


図 西鉄久留米駅及びJR久留米駅周辺道路におけるバリアフリー\*整備の状況 (平成23年度末時点)

# iii)バスの利用環境

くるめシンボルロードの対象区間は路線バスの路線が集中しており、明治通りでは、1日 千本以上のバスが運行し、バスの利用者が多い区間です。しかし、上屋やベンチが設置され ていないバス停があり、バスの利用環境が不十分な状況にあります。

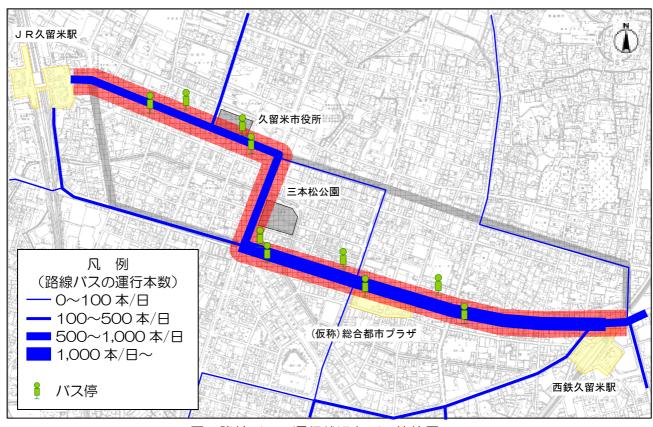


図 路線バスの運行状況とバス停位置



上屋やベンチの設置されていな いバス停(六ツ門バス停)

# iv)走行環境

# a. 車線の食い違い

明治通りにおいて、右折専用車線がある交差点では、流入部と流出部の車線が食い違っているため、直進車は蛇行して交差点を通過することになり、安全で円滑な走行が妨げられています。

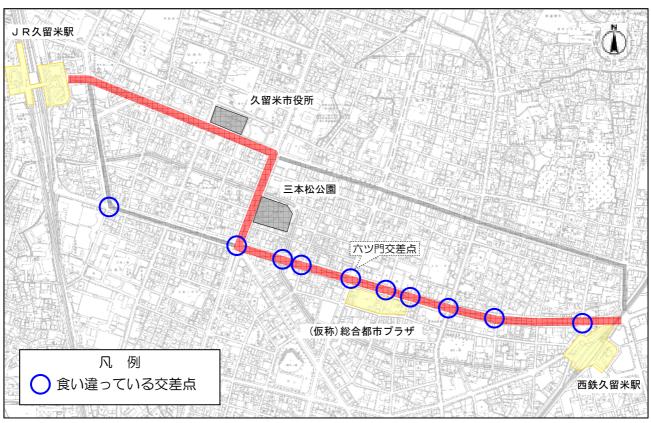


図 車線が食い違っている交差点(明治通り)

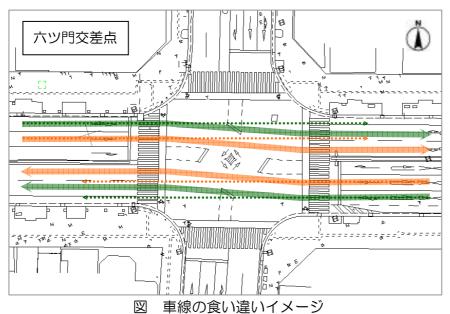


図 車線の食い違い状況

# b. 駐車·駐輪環境

沿道施設を利用するため路側帯に駐停車している車両や歩道上に駐輪している自転車が、 安全で快適な交通環境を阻害している状況にあります。



路肩での違法駐車が常態化し ています



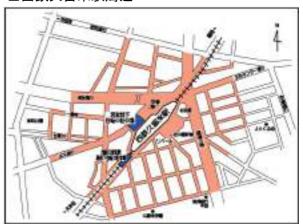
歩道上に多くの自転車が駐輪し、 通行者の歩行を妨げています

# 【自転車放置禁止区域】

# ■JR久留米駅周辺



# ■西鉄久留米駅周辺



# 【迷惑駐車等防止重点区域】



# c. 路線バスの走行環境

明治通りにおける車線の食い違いや路側帯\*に駐停車している車両などにより路線バスの 安全で円滑な走行が妨げられている状況にあります。また、朝夕の交通量のピーク時におい ては、バス専用レーンが設置されていますが、守られていない状況にあります。

# ②道路の修景施設整備の現状

# i)これまでの修景施設整備

シンボルロードの区間では、電線類の地中化をはじめとした修景整備\*が実施されてきました。しかし、整備時期や実施主体が異なることから、歩道の舗装や道路照明等について、デザイン(模様、色彩等)、舗装の種類等の統一感が形成されていません。



JR久留米駅前 ・インターロッキング舗装<sup>※</sup>



昭和通り
• インターロッキング舗装※



明治通り ・カラー舗装<sup>※</sup>



明治通り • 平板舗装<sup>\*</sup>

# ii ) 緑化状況

いずれの区間においても植樹帯が整備され、三本松通りと明治通りにおいては中央分離帯にも植栽が整備されています。しかし、高木の樹木間の距離が長いことや樹形が小さいこと等により、緑量が少ない印象を受ける区間が存在し、更なる緑陰の創出が必要と思われます。



昭和通り

・高木の樹木間の距離が長いことや樹形の大きさにより、緑量が少ない印象を受けます。



三本松通り

・緑化の整備は歩道及び中央 分離帯で実施されています が、歩道区間は高木の緑量が 少ない印象を受けます。



明治通り

・緑化の整備は歩道及び中 央分離帯で実施され、緑量 は他の区間より多い印象を 受けます。樹形を大きくす ることで更なる良好な環境 を創出できます。

# ③まちづくり活動の現状

歩道等の道路空間でのまちづくり活動やイベントが開催されており、中心市街地の賑わい を創出しています。今後、沿道空間と一体となった歩道等の道路空間を活用した新たなまち づくり活動やイベントの実施による地域の更なる活性化が期待されます。



くるめ花街道サポーター ・花植えにより、良好な景 観に向けて活動されてい ます



水の祭典・久留米まつり ・車道を利用してイベントが 開催されています

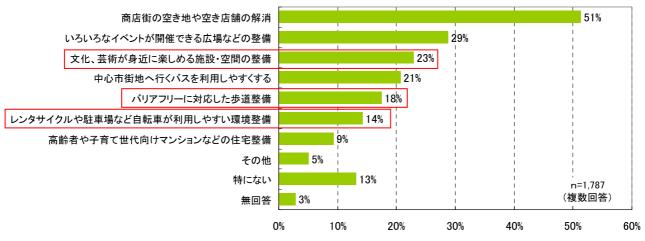


くるめ日曜市 ・歩道を利用した日曜市が開 催されています

# 4)中心市街地への市民ニーズ

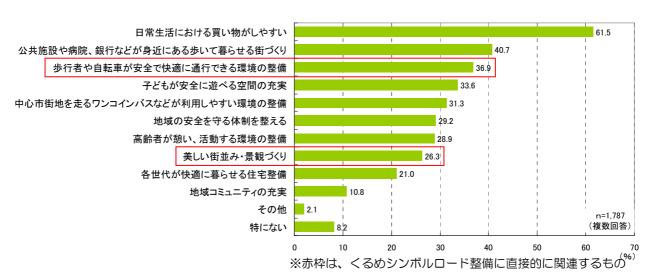
市民アンケート\*によると、中心市街地\*の活性化のために力を入れてもらいたいこととして、「文化・芸術が身近に楽しめる施設・空間の整備」「バリアフリー\*に対応した歩道整備」「自転車が利用しやすい環境整備」の市民ニーズが比較的高いことから、文化・芸術への関心が高く、安全で快適な移動環境の整備が期待されています。

また、中心市街地へ行く機会が増えると思う取り組みとして、「歩行者や自転車が安全で快適に通行できる環境の整備」「美しい街並み・景観づくり」への市民ニーズが比較的高いことから、安全で快適な移動環境の整備や魅力ある景観整備が中心市街地の活性化へ繋がる可能性があることが推察されます。



※赤枠は、くるめシンボルロード整備に直接的に関連するもの

中心市街地の活性化のために力をいれてもらいたいこと



(出典) 久留米市市民意識調査(平成24年)

(出典) 久留米市市民意識調査(平成24年)

図 中心市街地へ行く機会が増えると思う取り組み

# (2)くるめシンボルロード等の基本的課題

# ①交通面

# 口安全な移動環境の機能向上

九州新幹線久留米駅や(仮称)総合都市プラザの開業に伴い、様々な来訪者の増加が期待されており、高齢者をはじめとした誰もが安心して歩ける歩行空間の機能向上が必要です。また、明治通りでは、自動車が安全に運転できる自動車走行レーンの改善が必要です。

# □快適に移動できる交通環境の機能向上

まちなかに訪れた人々が、円滑で快適に目的地まで移動できる利便性の高い交通環境の機能向上が必要です。

# ②景観面

# 口くるめらしさを活かした通りの魅力の向上

本市の顔となる通りとして、くるめらしさや通りの個性を活かし、歩いて楽しめる魅力ある通りの形成が必要です。

# 口県南の中心都市としての通りの品格向上

くるめシンボルロードは、JR久留米駅や西鉄久留米駅などの市の玄関口から来街者を迎え入れる、本市の顔となる通りであり、県南の中核都市に相応しい品格ある通りの形成が必要です。

# ③まちづくり面

# 口まちなかの賑わいを高める仕掛けの向上

県南地域の中心市街地に相応しい賑わいを感じさせるよう、くるめシンボルロード を活用したまちなかの賑わいを高める仕掛けづくりが必要です。

# 4. くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプト

# 基本コンセプト

# 「魅力と賑わいあふれる 人にやさしい 緑と文化の回廊」

中心市街地\*においては、九州新幹線開業や(仮称)総合都市プラザの開業に伴う来街者の 増加が期待される中で、超高齢社会\*に対応した誰もが移動しやすい交通環境の形成や県南地 域の中心都市にふさわしい魅力と活力ある都市空間の形成を行っていくことが必要です。

また、久留米市都市計画マスタープランで示した「歩いて暮らせるまち」「誰もが訪れたくなるまち」の実現に向けて「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」などの更なる機能向上を図るとともに、(仮称)総合都市プラザへ向かう来訪者が期待感を高めながらアクセスできる仕掛けづくりが必要です。

こうした状況を踏まえ、くるめシンボルロードでは、『魅力と賑わいあふれる 人にやさしい 緑と文化の回廊』を基本コンセプトとし、くるめらしい魅力と賑わいにあふれ、人にやさしく誰もが移動しやすい、緑と文化を身近に感じることのできる通りの形成を目指していきます。

# 「くるめらしさ」について

久留米には、「水と緑と花」「食」「芸術」「ものづくり」「健康・医療」などの様々な魅力ある資源がある中で、本基本構想における通りの中で表現する「くるめらしさ」は、その中でも本市を象徴する「緑」と「文化」として捉え、整備を図ります。

「緑」:本市は、筑後川や耳納連山をはじめとした豊かな自然を有したまちであります。 そのため、本市の豊かな自然を象徴する「緑」をくるめらしさとして捉えます。

「文化」:本市は、多くの芸術家を輩出し、石橋文化センターや(仮称)総合都市プラザなどの芸術と触れ合える施設を有するとともに、久留米絣などの伝統産業が継承されてきたまちであります。

そのため、本市の芸術や伝統産業を象徴する「文化」をくるめらしさとして捉えます。

# 5. 重点目標及び目標実現のための取り組み

# (1)重点目標及び目標実現に向けた主要事業

くるめシンボルロード整備基本構想の基本コンセプトの実現に向け、平成25年度から平成35年度の概ね10年間を計画期間とし、以下に示すとおり4つの重点目標と重点目標を実現していくための主要事業を定め、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業を促進します。

# 重点目標①:誰もが安全に移動できる通りの形成

超高齢社会\*の到来や九州新幹線久留米駅及び(仮称)総合都市プラザの開業に伴う来街者の増加が予測される中、高齢者をはじめとした誰もが安全にまちなかの主要な目的地まで移動できるようにすることが必要です。

また、明治通りでは、車線の食い違いにより、自動車の安全で円滑な走行が妨げられており、安全に自動車が走行できる自動車走行レーンの改善が必要です。

そのため、自転車と歩行者の混在解消、及び迷惑駐輪対策、歩道の段差の解消、自動車走行レーンの改善などにより、道路空間の安全性向上を図ります。

# 【主要事業】

# ①一1 自転車利用環境整備事業

## 事業概要

中心市街地\*の移動における歩行者の安全性を向上させるとともに、自転車の走行環境の 改善を図るため、自転車と歩行者の移動空間を分離させる「自転車走行空間の整備」を行いま す。

また、歩道上の迷惑駐輪を防止するとともに都市景観の向上を図るため、「まちなか駐輪場の整備」を行います。



自転車道の整備イメージ (名古屋市事例)



自転車走行環境の整備イメージ (福岡市事例)

# ①一2 バリアフリー\*整備事業

# 事業概要

高齢者をはじめ誰もが安全・円滑に通行できる歩行空間の確保を図るため、「歩道のバリアフリー\*整備」を行います。

# 【事業イメージ】



歩道の段差解消イメージ (明治通り事例)



歩道の段差解消イメージ (京都市事例)

# ①-3 自動車走行レーン改善事業

# 事業概要

明治通りのおける右折専用車線のある交差点での車線の食い違いを解消し、自動車の走行における安全を確保するとともに路線バスの安全で円滑な運行を図るため、明治通りの自動車走行レーンの改善を行います。なお、自動車走行レーンの改善を行う際に道路空間の再配分を検討する場合には、自転車走行空間の整備や荷捌き施設、緑化整備と併せて検討を図ります。



自動車走行レーンの改善イメージ (明治通り事例)

# 重点目標②:快適で便利に移動できる通りの形成

まちなかでは、歩いて暮らせるまちを目指していくため、JR久留米駅と西鉄久留米駅の2つの交通拠点から公共交通や徒歩により快適で便利に移動できるような環境整備が必要です。 そのため、路線バスなどの公共交通における利用環境の向上や、歩行者が憩える休憩スペースの確保などにより、中心市街地\*における交通環境の快適性向上を図ります。

# 【主要事業】

# 2-1 公共交通利用環境整備事業

# 事業概要

路線バスのバス待ちの快適性を向上させるとともに都市景観の向上、高齢者等の移動支援を図るため、利用者の多い主要なバス停に上屋、ベンチ等を設置する「バス停の高規格化整備」を行います。整備にあたっては、景観に配慮した統一感のあるデザインや強い雨風に対応した仕様を検討します。

また、路線バス等の安全な乗降を図るための「バスベイ\*等の整備」を行うとともに、路線バスの円滑な走行を図るための「バス専用レーンの拡充」に向けた取り組みを進めます。



バス停の高規格化イメージ (横浜市事例)



バスベイの整備イメージ (国道3号事例)



バス専用レーンの拡充イメージ (明治通り事例)

# ②-2 休憩施設整備事業

# 事業概要

歩行者が、休みながら移動できる休憩の場として、高齢者をはじめとした誰もが快適に移動できる区間毎にベンチ等の「休憩施設整備」を行います。



休憩施設の整備イメージ (JR久留米駅事例)



休憩施設の整備イメージ (福岡市事例)

# 重点目標③:くるめらしい魅力と品格ある通りの形成

くるめシンボルロードは、本市の顔となる通りとして、くるめらしさを感じることのできる魅力と品格を備えた通りとしていくことが必要です。

そのため、くるめらしさの「緑」を街路樹などによる緑陰の創出や花木の景観の演出により表現し、くるめらしさの「文化」を公共施設整備に併せた絵画等の活用や伝統産業である 久留米絣模様の活用等により表現し、くるめらしい魅力ある通りとしていきます。

また、シンボルロードとして、一体性のある魅力的な道路施設等の修景整備\*改善により、 品格ある通りの形成を図ります。

# 【主要事業】

# ③-1 緑化整備事業

# 事業概要

本市の豊かな自然を象徴する緑豊かな並木の形成及び憩いの場となる緑陰の創出を図るため、街路樹の植樹やパーゴラの整備などの「緑化整備」を行うとともに、街路樹の剪定などの適正な維持管理を行い、良好な緑陰の創出を図ります。

また、新たな公共施設の整備や市街地再開発等による道路沿いのセミパブリック空間\*において、街路樹の植樹等による緑化整備を行い、道路と一体となった緑陰の創出を図ります。 緑陰の創出に併せて、花植えや久留米つつじの植樹などによる四季を感じる良好な景観形成に向けた取り組みも進めます。



街路樹による緑陰創出イメージ (仙台市事例)



セミパブリック空間\*の緑化 イメージ(京都市事例)



つつじの植樹イメージ (三本松通り事例)

# ③-2 アート空間整備事業

# 事業概要

本市を象徴する芸術・文化を身近に感じることができる空間の形成を図るため、「アート 空間整備」を行います。

# 【事業イメージ】



イメージ(JR久留米駅事例)



公共施設整備での絣模様の活用 公共施設整備に併せた絵画の活用 イメージ(JR久留米駅事例)

# ③-3 修景整備\*改善事業

# 事業概要

県南の中核都市に相応しい品格ある通りの形成を図るため、歩道の舗装のデザインや道路 施設等の色彩等についてデザイン統一化を図る「修景整備\*改善」を行います。修景整備\*改善 は、舗装や街路灯などの維持補修時等において適宜実施を図ります。

また、修景整備\*を実施する際に、維持管理時などにおける段階的な整備においても着実 な事業実施を図るとともに各管理者の連携を高めるため、景観法に基づく景観重要公共施設 の指定に向けた取り組みを進めます。

# 景観重要公共施設(景観法第8条第2項第5号口関係)

景観計画に第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた 場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければなら ない。(景観法第47条)









デザインや色彩を統一した施設整備イメージ(京都市事例)

# 重点目標④:賑わいを感じられる通りの形成

くるめシンボルロードは、中心市街地の主軸に相応しい賑わいあふれる通りとしていく ことが必要です。

そのため、通りを訪れた人々が楽しみ、賑わいを感じることの出来る施設整備を行い、 賑わいを感じられる通りの形成を図ります。

# 【主要事業】

# 4-1 賑わい施設整備事業

# 事業概要

まちなかの賑わいを創出し、人々が楽しみながら回遊できる通りの形成を図るため、夜間 景観を演出する「夜間照明の整備」や賑わい空間を演出する「フラッグ設置箇所整備」を行い ます。



夜間照明の整備イメージ (鹿児島市事例)



フラッグ設置箇所の整備イメージ (福岡市事例)

# 4-2 活動支援整備事業

# 事業概要

中心市街地の賑わい・交流の促進を図るため、十分な歩行空間を確保できる箇所においては、沿道空間と一体的にオープンカフェやストリートコンサートなどのイベント等を実施できるように「活動支援整備」を行います。



沿道空間を活用したオープンカフェ イメージ(東京都事例)

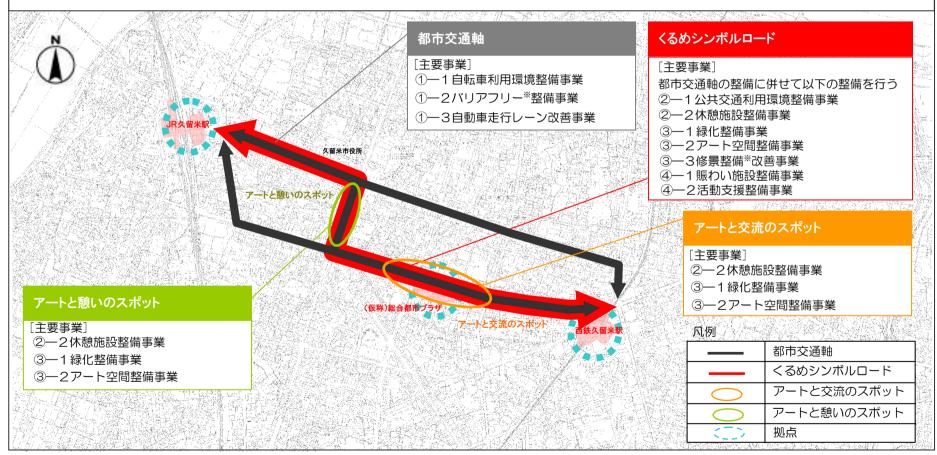


沿道空間を活用したイベントの開催イメージ (街なかプチコンサート)

# (2)将来整備計画

# 《将来整備計画の考え方》

- 〇都市交通軸においては、中心市街地\*における人の流れの中心となる通りとして、安全な移動を確保できる施設整備を図る。
- ○くるめシンボルロードにおいては、中心市街地\*の骨格となる通りとして、安全・快適な移動空間の整備や潤いと品格ある通りの魅力を向上させる修景整備を図る。
- ○くるめシンボルロードを移動する人々が楽しみながら快適に回遊できるように、緑とアートに囲まれたまちなかの憩いの場となる「アートと憩いのスポット」とアートを感じながら人々が集い、交流できる場となる「アートと交流のスポット」の2つのスポット整備を図る。



計画

標実現のための取り組み

# 6. 短期重点整備事業

本市の中心拠点では、「歩いて暮らせるまち」「誰もが訪れたくなるまち」を目指しており、「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」の更なる機能向上を図る施設整備を計画的かつ効果・効率的に実施していく必要があります。

また、平成27年に予定している(仮称)総合都市プラザの開業後には、来街者の増加が期待されており、くるめシンボルロードにおいても現在よりも多くの方が利用されることが予測されます。そのため、来街された多くの人々が、本市の2つの交通拠点であるJR久留米駅と西鉄久留米駅から(仮称)総合都市プラザまで、安全で快適に移動できる施設整備が急務となっています。

そこで、「安全・快適な移動空間」や「通りの個性や魅力」の更なる機能向上を効果・効率的に実施していくため、(仮称)総合都市プラザの開業に併せて事業を実施又は開始し、効果を発揮することが望ましい主な事業を短期重点整備事業として定め、関係機関と連携し、事業促進を図っていきます。短期重点整備事業の実施にあたっては、安全を確保させる事業を最優先としながら、(仮称)総合都市プラザ周辺の快適性向上を図る事業の実施を優先して行っていきます。なお、各短期重点整備事業の実施にあたっては、実施主体と関係機関が十分な協議・調整を図り、連携・協力しながら進めるものとします。

		短期重点整備事業		
		都市交通軸	くるめシンボルロード	スポット整備
	重点目標① 誰もが安全に移動 できる通りの形成	○自転車走行空間の 整備 ○バリアフリー整備 ○明治通りの自動車 走行レーンの改善	_	_
重点目	重点目標2 快適で便利に移動 できる通りの形成	_	○バスベイ等の整備 ○バス停の高規格化	○休憩施設の整備
標	重点目標③ くるめらしい魅力 と品格ある通りの 形成	_	○道路施設等の統一デ ザインの検討	〇緑化整備 〇アート空間整備
	重点目標④ 賑わいを感じられ る通りの形成	_	○フラッグ設置箇所の 整備	_

図 重点目標と短期重点整備事業の関係

# (1)都市交通軸における短期重点整備事業

都市交通軸においては、来街された歩行者の安全を確保していくため、自転車と歩行者の接触事故を予防するための自転車走行空間の整備及びバリアフリー\*整備が未整備であるけやき通り等のバリアフリー\*整備を優先して実施していきます。

また、自動車の走行の安全を確保していくため、明治通りの自動車走行レーンの改善を優 先して実施していきます。

なお、事業の実施にあたっては、現状の利用状況を踏まえ検討を図ります。

# (1)-1 自転車走行空間の整備

# 整備概要

歩行者の安全性の向上を図るとともに自転車の走行環境の改善を図るため、JR久留 米駅から西鉄久留米駅間において、歩行者と自転車の移動空間の分離をする、自転車走 行空間の整備を行います。なお、自転車走行空間の整備を実施する際には、まちなか駐 輪場の整備も併せて実施を図ります。

# 整備箇所

- ①明治通り(国管理区間) L=約 780m [西鉄久留米駅前交差点~六ツ門交差点]
- ②明治通り(県管理区間)L=約830m [六ツ門交差点~中央町交差点]
- ③昭和通り(県管理区間)L=約740m [市役所東交差点~JR交番前交差点]
- ④けやき通り(市管理区間) L=約 430m [JR交番前交差点~中央町交差点]
- ⑤三本松通り(市管理区間) L=約 325m 「市役所東交差点~本町交差点]

# 整備イメージ



自転車道の整備イメージ (名古屋市事例)



自転車走行環境の整備イメージ (福岡市事例)

# (1)-2 バリアフリー\*整備

# 整備概要

自転車走行空間の整備に併せて、歩道の段差解消が未整備区間(けやき通り)におけるバリアフリー\*整備を行います。

また、くるめシンボルロードの区間においては、自転車走行空間の整備に併せて更なるバリアフリー\*整備の検討を図ります。

# 整備箇所 整備イメージ けやき通り(市管理区間) L=約 130m 歩道の段差解消イメージ

# (1)-3 明治通りの自動車走行レーンの改善

# 整備概要

路線バスの安全で円滑な運行を図るととも、自動車の走行における安全を確保するため、右折専用車線のある交差点での車線の食い違いを解消する、明治通りの自動車走行レーンの改善を行います。なお、自動車走行レーンの改善を検討する際には、自転車走行空間の整備と併せて検討するとともに、緑陰の創出や荷捌き箇所の確保を踏まえ検討を図ります。

と図ります。	
整備箇所	整備イメージ
①明治通り(国管理区間)L=約780m [西鉄久留米駅前交差点〜六ツ門交差点] ②明治通り(県管理区間)L=約830m [六ツ門交差点〜中央町交差点]	自動車走行レーンの改善イメージ (明治通り事例)

(明治通り事例)

# (2)くるめシンボルロードにおける短期重点整備事業

くるめシンボルロードにおいては、JR久留米駅や西鉄久留米駅から公共交通等を利用して(仮称)総合都市プラザ等へ移動する際の快適性を向上させるため、(仮称)総合都市プラザ前のバス停の高規格化、バスベイ\*等の整備を優先して実施していきます。

また、賑わいと品格ある通りの形成を図るため、JR久留米駅から(仮称)総合都市プラザまでのフラッグ設置箇所の整備を行うとともに道路施設等の統一デザインの策定についても取り組みを進めます。

# (2)-1 バス停の高規格化

# 整備概要

(仮称)総合都市プラザの開業に伴い利用者の増加が予測される六ツ門バス停及び日吉町バス停において、利用者の快適性及び都市景観の向上、高齢者等の移動支援を図るため、景観に配慮した上屋やベンチ等並びにバスナビ等を設置するバス停の高規格化を行います。

整備箇所	整備イメージ
六ツ門バス停 2箇所(南北両側) 日吉町バス停 1箇所(北側)	バス停の高規格化イメージ (福岡市事例)

# (2)-2 バスベイ\*等の整備

# 整備概要

(仮称)総合都市プラザに訪れた方等の路線バス等の安全な乗降を図るため、(仮称)総合都市プラザ周辺においてバスベイ\*等の整備を行います。

整備箇所
本町交差点~西鉄久留米駅前交差点間

ボスベイ\*の整備イメージ
(国道3号事例)

# (2)-3 フラッグ設置箇所の整備

# 整備概要

JR久留米駅から(仮称)総合都市プラザまでの賑わいの創出を図るため、フラッグ設置箇所の整備を行います。

# | 整備箇所 整備イメージ | 整備イメージ | 日和通り(県管理区間)L=約740m | 「市役所東交差点~JR交番前交差点] | 三本松通り(市管理区間)L=約325m | 「市役所東交差点~本町交差点] | 明治通り(県管理区間)L=約390m | 「六ツ門交差点~本町交差点] | フラッグ設置箇所の整備イメージ (福岡市事例)

# (2)-4 道路施設等の統一デザインの検討

# 整備概要

歩道の舗装のデザインや道路施設等の色彩等における統一化を図るため、くるめシンボルロードにおける道路施設等の統一デザインの策定に向けた取り組みを進めます。

# (3)スポットにおける短期重点整備事業

スポットにおいては、(仮称)総合都市プラザ周辺の快適な空間整備を図るため、「アートと交流のスポット」を優先して整備を行います。

# (3)-1 アートと交流のスポット整備

# 整備概要

アートと交流のスポットでは、(仮称)総合都市プラザと一体となり、アートを感じながら人々が集い、交流できる場を創出していくため、人々が集うバス停周辺において、ベンチ等の休憩施設の整備及び緑化整備、アート空間整備を一体的な空間の中で連携して行います。

# 整備箇所

# │整備イメージ

休憩施設の整備 2箇所

[六ツ門バス停北側周辺・日吉町バス停北側周辺]

緑化整備 2箇所

[六ツ門バス停北側周辺・日吉町バス停北側周辺]

アート空間整備 2箇所 [六ツ門バス停北側周辺・日吉町バス停北側周辺]



休憩施設の整備イメージ (JR久留米駅事例)

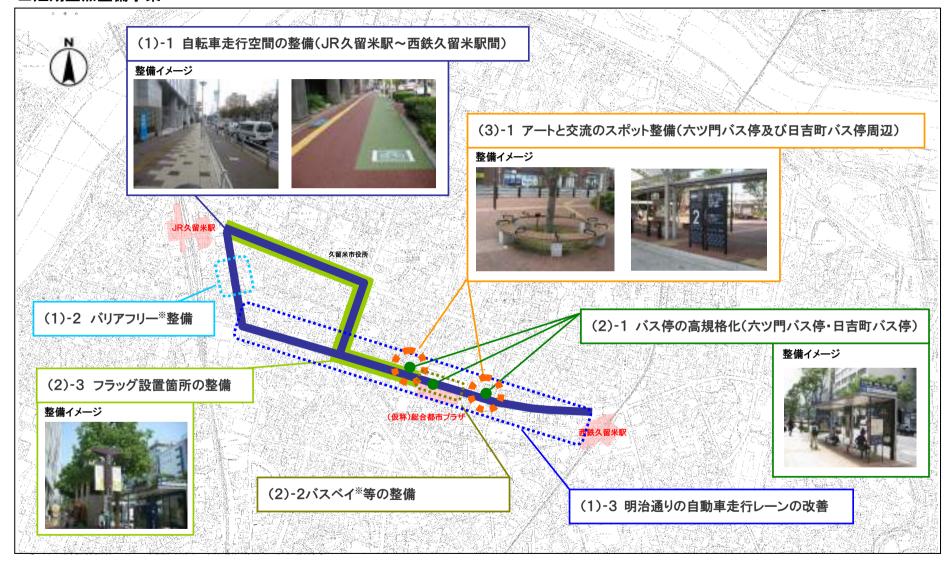


公共施設整備に併せた絣模様の 活用イメージ(JR久留米駅事例)



緑化整備[パーゴラ\*の整備]イメージ (久留米市事例)

# ■短期重点整備事業



# 7. くるめシンボルロード整備事業と関連する取り組み

くるめシンボルロード整備に併せて、「沿道景観形成」「市民協働」「回遊性向上」の3つの 視点の取り組みを、くるめシンボルロード整備事業と関連する取り組みとして事業促進を 図ります。

# (1)魅力と品格ある沿道景観の形成

くるめシンボルロードにおける魅力と品格を向上させ、良好な景観の形成を促進していくためには、道路空間の整備だけでなく、沿道の建築物等や屋外広告物と一体となって景観形成を進めていくことが重要です。

そこで、沿道の良好な景観形成を図るためには、沿道の建築物等のセットバックによる道路と一体となったセミパブリック空間\*の創出や民地内の緑化などによる緑陰の創出、屋外広告物の規制誘導による良好なまちなみ創出などが必要です。

そのため、景観法や都市計画法、屋外広告物法、市街地再開発事業などの制度を活用し、沿道の建築物等や屋外広告物における規制・誘導を図り、くるめシンボルロード整備と連携して魅力と品格ある沿道景観の形成を促進します。

# 【沿道景観形成のイメージ】



民地内の緑化イメージ (東京都事例)



沿道の建築物のセットバック イメージ(名古屋市事例)



壁面位置等の統一イメージ (京都市事例)



低層部の賑わい演出イメージ (東京都事例)



交差点部での空地の確保イメージ (東京都事例)



屋外広告物の集約化イメージ (東京都事例)

# (2)市民協働によるまちづくりの推進

くるめシンボルロードを活用して、まちなかの更なる魅力の向上や賑わいの創出を図る ためには、市民との協働によるまちづくりを促進していくことが重要です。

くるめシンボルロードにおける市民協働の取り組みとしては、街路樹の適正な維持管理を実施していく際の緑化活動や美化活動などにおける市民参加やオープンカフェや日曜市、 (仮称)総合都市プラザと一体となったイベントなどの道路及び沿道空間を活用したまちづくり活動などが考えられます。

現在においても、くるめ花街道サポーターにおける緑化活動やくるめクリーンパートナーにおける美化活動などの市民参加及び水の祭典くるめ祭りやくるめ日曜市などの道路空間を活用したイベントの実施が行われており、今後、更に市民協働によるまちづくりの促進を図っていくことが必要です。

そのため、より一層の市民の方がまちづくりに参加しやすくなるような既存制度等の拡充や道路及び沿道空間を活用したイベントなどのまちづくり活動を促進できる仕組みづくりの構築に向けた取り組みを進めていきます。

# 【くるめシンボルロードにおける市民協働の活動事例】



道路の緑化活動イメージ (くるめ花街道サポーター)



道路の美化活動イメージ (くるめクリーンパートナー)



街路樹のイルミネーション イメージ



道路を活用した祭事イメージ (水の祭典・久留米まつり)



歩道を活用したイベントイメージ (くるめ日曜市)

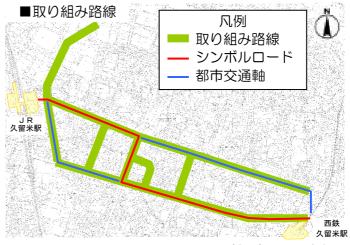
#### 《既存の道路の緑化・清掃活動の概要》

#### Oくるめ花街道サポーター

サポーターが道路の植樹帯で花を育てる取り組みです。活動希望者は活動範囲(公共施設) と活動内容を決めて市と合意書を交わします。活動内容は花の植え付け、水遣り、草取り、 掃除です。市は活動者へ園芸資材の提供、ボランティア保険の加入、標示板の設置といった 支援を行っています。

■登録者数:472人 (52団体、個人18)

※平成 25 年 4 月 10 日時点



(資料) 久留米市資料

#### Oくるめクリーンパートナー

環境美化ボランティア活動により、公共施設に散乱しているゴミを収集するとともに、ポイ捨て防止を目指す取り組みです。活動希望者は活動範囲(公共施設)を決めてクリーンパートナーとして登録し、定期的(年6回以上)に清掃等の美化活動(散乱ゴミの収集 等)を行います。市は活動者へ清掃用具の貸し出し、ボランティア保険の加入、ゴミ袋の支給、活動者名入り標示板の設置といった支援を行っています。

■登録者数: 17,656人(357団体、個人79人) ※平成25年3月31日時点



## (3)くるめシンボルロード周辺における回遊性の向上

くるめシンボルロードの周辺には、水天宮や久留米城跡、寺町などの歴史資源、石橋文化センターや坂本繁二郎生家、青木繁旧居などの芸術・文化施設、久留米を代表する中心商店街などが点在しています。

それらの資源を活かし、まちなかの賑わいを創出していくためには、くるめシンボルロード周辺の様々な資源を繋ぎ、回遊性を高め、相互の魅力を向上させていく必要があります。

そのため、くるめシンボルロード周辺に回遊軸を設定し、案内サインの充実や地域特性を 活かした個性と魅力を創出するプロムナード\*整備を行います。

また、回遊軸においては、歩行者の安全な移動及び自転車の走行性向上を図るため、自転車走行環境の整備などの安全な移動を確保できる施設整備を行います。

## 【整備等のイメージ】



散策路のカラー舗装イメージ (京町地区事例)

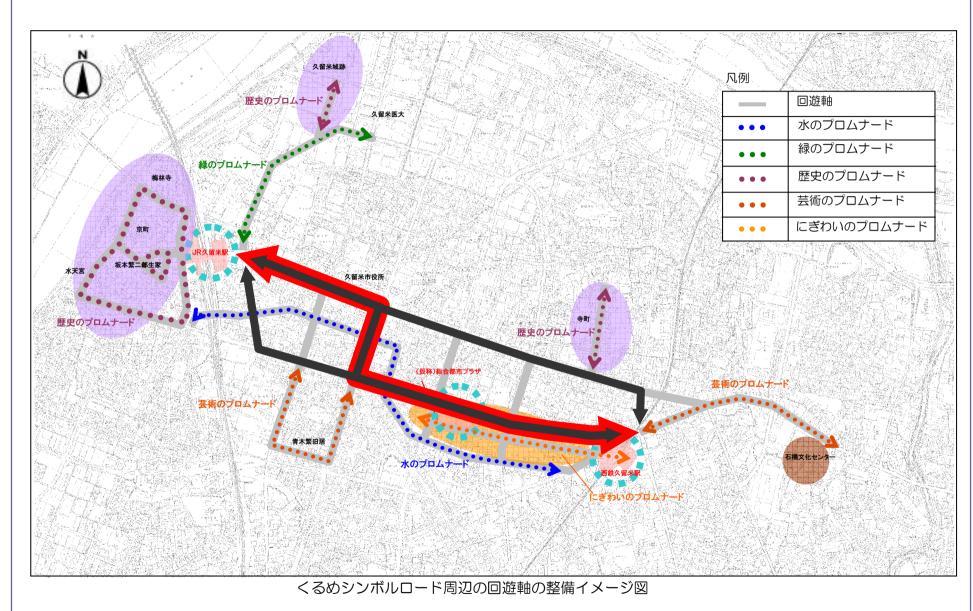


路面表示による案内イメージ (福岡市事例)



自転車走行環境の整備イメージ (福岡市事例)

		位置づけ	整備の考え方
回遊軸		くるめシンボルロードを軸として、その周辺の主要施設への 回遊性を高めるための通り	案内サインの充実や安全な移動を確保できる施設整備を図る。
		回遊軸の中でも地域の特性を 活かし個性と魅力を創出でき る通り	
	ノロ	[水のプロムナード]	まちなかの水辺を活かす整備を図る
	그 그	[緑のプロムナード]	まちなかの緑を活かす整備を図る
	ナ	[歴史のプロムナード]	まちなかの歴史を活かす整備を図る
	-1/	[芸術のプロムナード]	芸術・文化施設へ誘う整備を図る
		[にぎわいのプロムナード]	にぎわいを創出する整備を図る ※(仮称)総合都市プラザの開業に併せて優先して整備の検討を進める



## 8. 構想の実現に向けて

## (1)まちづくり協議会の設置

くるめシンボルロード整備基本構想の主要事業や関連する取り組みの実現に向けて、市民等、交通事業者、行政が協働のもと、ハード、ソフトの様々な事業について計画的かつ着実な事業推進を図るため「(仮称) くるめシンボルロード形成まちづくり協議会」の設置に向けた取り組みを進めます。

(仮称) くるめシンボルロード形成まちづくり協議会においては、主に「主要事業や短期重点整備事業の進捗管理」、「くるめシンボルロード沿道の景観形成におけるルールづくりの検討」、「市民参加やイベント実施の仕組みづくりの検討」を行っていきます。



# 参考資料

- 1. 用語説明
- 2. くるめシンボルロードの標準横断図(現況)等
- 3. 主要事業及び短期重点整備事業の推進プラグラム(案)
- 4. 協議会の体制と開催経緯

#### 1. 用語説明

## 【五十音順】

#### インターロッキング舗装:

独特の幾何形状に製造されたコンクリート二次製品のブロックを用い、ブロックの多種 多様な形状, 寸法, 色調等を選ぶことができ, 耐久性, 安全性および景観性に優れた舗 装です。

#### カラー舗装:

カラー舗装には、ブロック、タイル等を敷き詰めて舗装面を仕上げたものや、着色した セメントコンクリート・アスファルト混合物等の舗装材に顔料を混ぜて舗装面を仕上げ たもの、通常の舗装面に着色材で被膜したものがあります。

#### 交流人口:

その地域に訪れる(交流する)人のことを指します。 その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、観光などがあります。

#### 市民アンケート:

本構想における市民アンケートとは、平成 24 年度に行った久留米市市民意識調査を指します。

#### 修景整備:

まちなみや自然などの風景に配慮して整備することを指します。

#### ストリートファニチャー:

歩道を単に歩くための空間ではなく、楽しく散策することができるようにするために設置する、モニュメントや街路灯、公共掲示板等の施設のことです。

#### セミパブリック空間:

私的空間において公共的な機能を有する公共空地等を指します。

#### 中心市街地:

本構想における中心市街地とは、中心市街地活性化基本計画(平成20年3月12日認定)で設定されている、JR久留米駅から西鉄久留米駅間の区域(面積153ha)のことあり、本編3ページの本構想の対象区間を示した図に緑色の線で囲んだ区域です。

#### 超高齢社会:

老年人口(65歳以上)の総人口に占める割合が14%を越えた社会は高齢社会とされ、 さらに、その割合が21%を超えた社会が超高齢社会とされています。

#### パーゴラ:

公園や学校、住宅等に設ける、つる性の植物を絡ませる木材などで組んだ棚。日陰棚、つる棚、緑廊のことを指します。

#### バスベイ:

バス停留所の構造の一つで、歩道に切り込みを入れてバスの停留所を設けるものであり、 乗降の利便性を図るとともに、後続車の追越しを容易にさせることができます。

#### バリアフリー:

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すると言う意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去を言いますが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

#### プロムナード:

フランス語で散歩道や遊歩道、散策路を意味します。本構想では、「回遊軸の中でも地域の特性を活かし個性と魅力を創出できる通り」として位置付けています。

## 平板舗装:

コンクリート平板を用い、耐油性、明色性、舗装構造の簡易性、補修の容易性を特長とする舗装です。

#### ユニバーサルデザイン (UD と略記することもある):

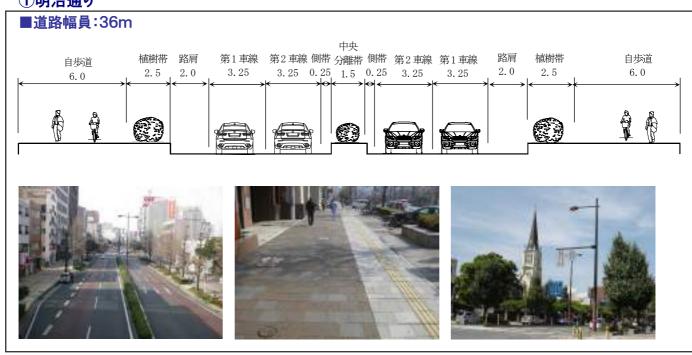
文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことで、対象者を障害者に限定していない点が一般に言われる"バリアフリー"とは異なります。

#### 路側帯:

道路交通法第2条第1項第3号の4に規定される、歩行者の通行の用に供し、又は車道の 効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路 端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいいます。

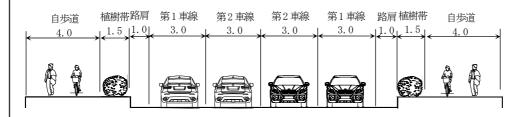
# 2. くるめシンボルロードの標準横断図(現況)等

# ①明治通り



## ②昭和通り



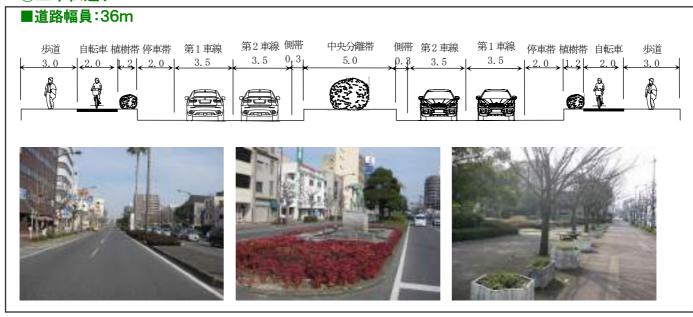


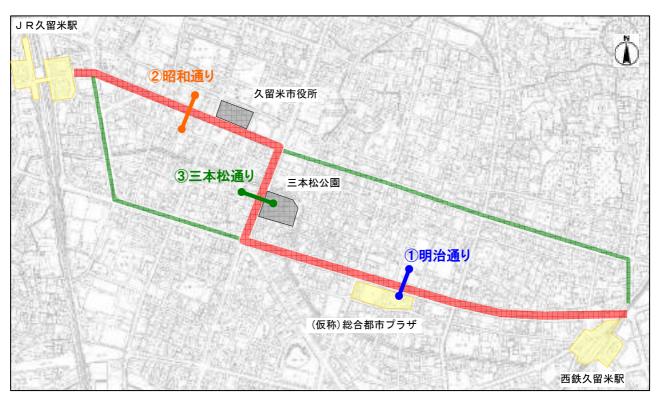






# ③三本松通り





# 3. 主要事業及び短期重点整備事業の推進プログラム(案)

項目		~H30年度	~H35年度
		前期	後期
①—1 自転車利用環境整備事業			
自転	車走行空間の整備		
	【短期重点整備事業(1)-1】 自転車走行空間の整備	調査·実施	
	短期重点整備箇所以外	調査・実施	
まちフ	なか駐輪場の整備	検討調査・実施	
①—2 バリア	フリー整備事業		
バリフ	アフリー整備		
	【短期重点整備事業(1)-2】 バリアフリー整備	調査・実施	
	短期重点整備箇所以外	検討 調査・実施	
①—3 自動車	<b>፤走行レーンの改善事業</b>		
	月重点整備事業(1)―3】 車走行レーンの改善	調査·実施	
②—1公共交通利用環境整備事業			
バス・	<b>亭の高規格化</b>		
	【短期重点整備事業(2)-1】 バス停の高規格化	調査·実施	
	短期重点整備箇所以外	検討 調査·実施	
バス・	ベイ等の整備		
	【短期重点整備事業(2)-2】 バスベイ等の整備	調査·実施	
	短期重点整備箇所以外	調査・実施	
バス	専用レーンの拡充	検討   検討 調査・実施	

項目		~H30年度	~H35年度
		前期	後期
②—2 休憩施設整備事業			
休憩	帥施設整備		
	【短期重点整備事業(3)-1】 アートと交流のスポット整備	調査·実施	
	短期重点整備箇所以外	検討 調査・実施	
③一1 緑化整備事業			
緑化	<b>.</b> 整備		
	【短期重点整備事業(3)-1】 アートと交流のスポット整備	調査·実施	
	短期重点整備箇所以外	調査·実施  検討	
街路樹の適正な維持管理		実施	
花木	による景観整備	実施	
3-2 7-H	空間整備事業		
アー	·卜空間整備事業		
	【短期重点整備事業(3)-1】 アートと交流のスポット整備	調査·実施	
	短期重点整備箇所以外	検討調査・実施	
③一3修景整備改善事業			
修景整備改善事業			
	【短期重点整備事業(2)-4】 道路施設等の統一デザイン検討	調査·検討	
	修景整備改善	調査·実施	

項目		~H30年度	~H35年度
		前期	後期
④—1 賑わい施設整備事業			
	夜間照明の整備	検討 調査・実施	
	フラッグ設置箇所の整備		
	【短期重点整備事業(2)-3】 フラッグ設置箇所の整備	調査・実施	
④—2 活動支援整備事業			
	活動支援整備	検討・研究 調査・実施	

# 4. 協議会の体制と開催経緯

# (1)くるめシンボルロード整備検討協議会のメンバー構成

区分	氏名	所属
	辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授
有識者	穴見 英三	久留米商工会議所 専務理事
	吉永 美佐子	NPO法人高齢者快適生活つくり研究会 代表理事
	木村 修一	日吉校区まちづくり振興会 会長
地域住民	黒川幸治	ほとめき通り商店街 会長
	中村謙二	天神振興会 会長
交通事業者	宮本 武司	九州旅客鉄道㈱ 久留米鉄道事業部長
文理争未日	松寺 昌文	西日本鉄道㈱ 経営企画本部 まちづくり推進室長
	水野 宏治	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所長
	(富山 英範)	
行政	後藤 俊一	福岡県 久留米県土整備事務所長
	豊福 高弘	久留米市 市民文化部 総合都市プラザ推進担当部長
	丸久 哲郎	久留米市 都市建設部長
オブザーバー	藪 正孝	福岡県 久留米警察署長

<sup>※( )</sup>内は前任者

# (2)協議会の開催経緯

(2)励成去り用作性性		
開催日	議題	
第1回	1)協議会の会長の選任について	
平成25年3月29日(金)	2)上位関連計画について	
	3) くるめシンボルロード整備事業について	
第2回	1)現状と基本的課題について	
平成25年5月28日(火)	2) 基本コンセプトと重点目標について	
	3)整備構想図について	
第3回	1)目標実現に向けて主要事業について	
平成25年7月31日(水)	2)短期重点整備事業について	
	3) シンボルロード整備事業に関連する取り組みについて	
	4)構想の実現に向けて	
平成25年 9月5日(木)	パブリック・コメントの実施	
~10月4日(金)		
第4回	1) パブリック・コメントの意見と対応について	
平成25年11月5日(火)		
平成25年11月28日(木)	くるめシンボルロード整備基本構想の策定	